

分子病理専門医資格更新についての細則

令和元年5月8日制定
令和元年5月10日施行
令和元年11月6日改正
令和2年4月17日改正
令和3年4月23日改定

1. 分子病理専門医の認定期間は原則5年とし、5年ごとに審査を受けてその認定を更新するものとする。
2. 資格の更新は、次の基準による。
 - (1) 資格更新申請時もお継続して日本病理学会会員であること。
 - (2) 資格更新申請時もお継続して病理専門医もしくは口腔病理専門医であること。
 - (3) 更新に必要な要件に関しては、別に定める。
3. 資格の更新を希望する者は、所定の書類により申請することとする。なお、資格更新手数料は、別に定める。
4. 資格更新に当たり、2の基準に満たない場合には、同基準が満たされるまで資格更新を保留する。
5. 資格更新に必要な要件に関しては、分子病理専門医資格審査委員会の審議を経て、分子病理専門医制度運営委員会が承認する。
6. 資格更新の審査は、分子病理専門医資格審査委員会が行い、分子病理専門医制度運営委員会の承認を経て、分子病理専門医の更新認定は病理専門医制度運営委員会が行い、分子病理専門医（口腔）の更新認定は口腔病理専門医制度運営委員会が行う。
7. この細則の改廃は、分子病理専門医制度運営委員会の審議を経て、病理専門医制度運営委員会が承認し、理事会の議決による。

附則

1. この細則は、令和元年5月8日に制定し5月10日から施行する。

附則

1. この細則は、令和元年11月6日から施行する。

附則

1. この細則は、令和2年4月17日から施行する。

附則

1. この細則は、令和3年4月23日から施行する。

分子病理専門医資格更新大綱

令和2年3月16日制定
令和2年4月1日施行
令和3年4月23日改定

1. 更新申請資格

- (1) 日本病理学会会員であること。
- (2) 更新申請時に病理専門医もしくは口腔病理専門医であること。
- (3) 更新資格要件を満たしていること。

2. 更新申請時期

- (1) 分子病理専門医資格更新申請は病理専門医もしくは口腔病理専門医更新申請と同時に行うこととする。
- (2) (1) の事由により、分子病理専門医の資格更新時期に際しては、以下の通りとする。
 - (イ) 病理専門医更新申請に合わせて、下記3の更新資格要件に関する書類を提出し、分子病理専門医資格更新審査料を納入すること。
 - (ロ) 分子病理専門医認定日（4月1日）と病理専門医もしくは口腔病理専門医の資格更新申請（10月）が同年にあたる者については病理専門医もしくは口腔病理専門医更新書類を提出する際に、分子病理専門医更新申請書のみ提出することで下記3の更新資格要件を免除する。また分子病理専門医更新審査料の納入も不要とする。

3. 更新資格要件

- (1) 講習会（「分子病理専門医更新講習会」等）に参加していること。なお詳細は、別に定める。
- (2) エキスパートパネルに年3回を目安に参加していること。なお詳細は、別に定める。
- (3) エキスパートパネルに関するレポートを1通、提出すること。なお詳細は、別に定める。

4. 要綱の改廃

この大綱の改廃は、分子病理専門医制度運営委員会の審議を経て、病理専門医制度運営委員会が承認する。

附則

1. この大綱は、令和2年3月16日に制定し令和2年4月1日から施行する。

附則

1. この大綱は、令和3年4月23日から施行する。